

諮問番号：令和8年度諮問第1号

答申番号：令和8年度答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

審査請求人A（以下「請求人」という。）が令和7年4月11日付けで提起した、処分庁大泉総合福祉事務所長が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第77条の2に基づき同年1月14日付けで行った支給済み保護費徴収決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（同年4月11日付け7練総法第89号。事件名「支給済み保護費徴収決定処分取消請求事件」）について、棄却されるべきであるという審査庁の判断は妥当である。

### 第2 事案の概要

#### 1 請求人に対する保護の開始等

- (1) 請求人は、平成21年5月から障害基礎年金を、令和元年10月から年金生活者支援給付金（以下併せて「年金等」という。）をそれぞれ受給している（甲2：年金証書、弁明書添付の証拠書類10参照）。
- (2) また、処分庁は、平成23年12月6日付けで、請求人に対する法による保護を開始した（甲1：保護証明書）。

#### 2 年金等の支給停止とこれに伴う法に基づく扶助費の増額決定

- (1) 請求人は、年金等を継続して受給するため、請求人の誕生日である令和4年9月末日までに日本年金機構に対して所定の診断書を提出する必要があった（弁明書添付の証拠書類11参照）。

請求人は、令和4年9月2日、Bクリニックにて受診したものの（甲3：ケース記録の同月9日の記載）、所定の診断書を期限までに提出しなかったため、令和4年10月分から令和5年3月分までの年金等（以下「本件年金等」という。）が支給されなかった（以下「本件支給停止」という。）。

- (2) 請求人は、処分庁に対して、令和4年12月22日に本件支給停止の事実を告げたところ、処分庁は、請求人に対して、同月15日に支給予定の年金等の支給停止の事実を確認できれば、本件年金等の不支給による生活費の不足分を生活扶助費（以下「本件生活保護費」という。）として支給できるが、本件年金等の支給停止が解除され遡及支給された場合には、本件生活保護費を返還する必要がある旨を伝えた（甲3：ケース記録の1枚目）。
- (3) 処分庁において、本件支給停止の事実を確認できたことから（弁明書添付の証拠書類5：入出金明細）、処分庁は、令和5年1月6日付けで、令和4年12月

分、令和5年1月分および同年2月分の請求人の保護費の算定において、請求人に係る年金等の収入認定を取り消し、その分につき扶助額を増額する変更決定を行った（弁明書添付の証拠書類6：保護決定通知書）。

### 3 本件年金等の遡及支給

請求人は、令和5年4月14日、障害基礎年金388,900円および年金生活者支援給付金30,120円の計419,020円（いずれも令和4年10月分から令和5年3月分までの遡及支給分）を受領した（甲5：生活保護法第77条の2 検討票、甲6：入出金明細）。

請求人は、令和5年6月5日に処分庁を訪れ（甲4：生活保護法第63条事前検討票）、収入・無収入申告書（弁明書添付の証拠書類7）およびウェブ通帳の入出金明細の抜粋（同8。甲6と同じもの）を提出したことから、処分庁は、上記遡及支給の事実を知った。その際も、処分庁の担当職員は、請求人に対して、本件生活保護費の返還が必要である旨を説明した。

### 4 本件各処分

処分庁は、令和7年1月14日付けで、請求人に対する本件年金等の遡及支給による金員が法第63条の規定する資力に該当するものとしてその全額の返還を求める決定（6練大福事第1888号。以下「先行処分」という。）および法第77条の2の規定に基づく一括徴収決定（6練大福事第1888号。本件処分）を行い（以下これらを「本件各処分」という。）、これを同日付け書面により通知し（甲7、甲8、弁明書添付の証拠書類2-1、2-2、2-3）、請求人はこれらを同月16日に受領した。

また、上記各通知には、「債務承認兼納付誓約書」（甲9。分割納付を希望する場合の分割納付の内容を記載する欄があるもの）および「生活保護法第77条の2第1項に係る徴収金の支払に関する申出書」（甲10）が同封されていた。

### 5 本件処分後の状況

- (1) 処分庁は、令和7年1月24日に請求人に架電し、分割納付につき言及した。
- (2) また、請求人宅には、同月31日に分割納付に係る関係資料が投函された（弁明書添付の証拠書類9-1ないし9-5）。

処分庁は、請求人に対して、債務承認兼納付誓約書（甲9）が同年2月14日まで返送されない場合には、保護費の支払方法を福祉事務所窓口に変更する旨事前に告げた上（弁明書添付の証拠書類9-5）、同月18日付け保護決定通知書（弁明書添付の証拠書類12）により、同年3月分以降の保護費の支払方法を福祉事務所の窓口払に変更した。

- (3) 同年3月5日、請求人と代理人弁護士が大泉総合福祉事務所を訪れて、請求人に係る同月分の保護費の窓口払を受け、その際、請求人側は、本件処分および生活保護費の支払方法の変更に関する旨主張した。

## 6 本件審査請求

請求人は、令和7年4月11日付け書面により、本件審査請求を行った。

## 第3 審理関係人の主張の要旨

### 1 請求人の主張

請求人の主張は、つぎのとおりである。

#### (1) 処分庁の自立更生の需要等に関する説明および調査義務違反

##### ア 法の定め

日本国憲法第25条を受けた法第1条の目的を達成するため、法の実施機関は、「要保護者から求めがあったときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる」（法第27条の2）のものであり、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長。甲12）においても、「要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的として」世帯の状況に応じて少なくとも1年に2回以上訪問調査を行い（第12の1）、要保護者の援助の結果を適宜適切な時期に評価し、援助方針の見直しをする旨の定めがある（第12の4）。

また、法は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と保護の補足性を定めた上で（法第4条第1項）、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う」と保護の基準を定め（法第8条第1項）、「保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行う」として必要即応の原則も定める（法第9条）。

したがって、生活保護費の返還につき定めた法第63条を受けた通知である「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け厚生労働省社会・援護局保護課長 社援保発0723第1号。以下「平成24年課長通知」という。甲14）においても、原則として遡及して受給した年金収入は全額返還対象となるが、真にやむを得ない理由により自立更生費の控除が認められる可能性が存在する（同通知2(1)イ(ア))旨明記されており、この自立更生費の有無については、要保護者の申立てがない場合でも確認することが処分庁には求められる（甲15：生活保護ハンドブック）。

そのため、法第63条の規定に基づく返還額の決定において、処分庁の判断が重要な事実の基礎を欠くか、または、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと認められる場合には、裁量権の逸脱または濫用となるものである。

## イ 本件への適用

処分庁が開示したケース記録（甲3）上、請求人を対象とする生活実態や自立更生のための聞取調査は、令和4年9月9日および同年12月22日の2回のみであり、さらに、前者は受動的な対応にとどまるものである。

令和4年12月22日の聞取調査の際に、請求人は、処分庁から「年金が支給されるまで、保護費を立て替えで出すことはできるが、年金が支給されたら、返還となる」旨の説明を受けた記憶はあるものの、平成24年課長通知（甲14）において、原則として遡及して受給した年金収入は全額返還対象となる旨および真にやむを得ない理由により自立更生費の控除が認められる可能性が存在する旨規定されている点（同通知2(1)イ(ア)）については、説明を受けなかった。

処分庁が本件年金等の遡及支給の存在を確認した令和5年6月5日（なお、甲第3号証のケース記録における同月8日の記載は誤記と思われる。）においても、同人の生活状況等に係る調査や自立更生費の控除申請に係る説明を受けず、その後、処分庁が訪問調査を行ったのは令和6年5月28日のみである。

以上のとおり、請求人は、請求人の生活状況等に係る調査や自立更生費の控除申請に係る説明を受けず、一括支払はもちろん月々5,000円の分割納付も困難であるとたびたび処分庁の担当ケースワーカーに訴えたにもかかわらず、処分庁は、これら調査や説明を怠ったのであるから、これらの事実を前提とする本件処分については、裁量権の逸脱および濫用が存するものである。

### (2) 理由付記の不備の違法

法は、保護の変更申請に対する保護の決定に際し、決定理由を付した書面により通知しなければならないと定める（法第24条第3項、第4項および第9項ならびに第25条第2項）。

しかしながら、本件処分に係る通知（甲8）上、処分庁における自立更生費の控除に係る調査と検討結果が判然とせず、いかなる事情により本件年金等の支給額全額の返還決定（先行処分）がなされた上、その一括徴収決定（本件処分）がなされるに至ったものであるのか理由が不明確であり、本件処分については理由付記の不備が存するものである。

### (3) 小括

以上の次第であるから、本件処分は、取り消されるべきである。

## 2 処分庁の主張

処分庁の主張は、つぎのとおりである。

### (1) 処分庁の自立更生の需要等に関する説明および調査義務違反

処分庁は、令和4年12月22日の時点において、請求人に対し、年金等の不支給による生活費の不足分を生活扶助費として支給することができるが、遡及して

年金等が支給された場合には、返還が必要であることを説明した。

また、令和5年6月5日に請求人が処分庁を訪問した際にも、上記説明に加えて、自立更生免除につき説明をし、免除を希望しないとの回答を得た（弁明書添付の証拠書類13）。

令和6年5月22日に処分庁が請求人宅を訪問した際も、特段生活に困窮している等の相談はなかった。

(2) 理由付記の不備の違法

処分庁は、請求人に対して令和7年1月14日付け「生活保護費の返還について」（弁明書添付の証拠書類2-1）、「生活保護法第77条2による徴収について」（同2-2）、「法第63条返還計算書」（同2-3）を送付しており、本件各処分理由は明らかにされている。

(3) 小括

以上のとおり、本件処分は法および保護基準ならびに関係通知に基づき、適法かつ適正に行われており、違法不当な点は存在しない。

#### 第4 審理員意見書の要旨

##### 1 処分庁の自立更生の需要等に関する説明および調査義務違反

- (1) 処分庁が請求人に対して、令和4年12月22日、将来において本件年金等の遡及支給がなされる場合には、支給済みの本件生活保護費の返還が必要である旨説明したことに争いはなく（第2. 2(2)。甲3：ケース記録の1枚目）、保護費返還の必要性自体についても争いはない。

また、令和5年6月5日に請求人が処分庁を訪問した事実、令和7年1月14日付けで、処分庁から請求人に対して本件決定に係る書面等が送付され（甲7ないし10、弁明書添付の証拠書類2-1、2-2、2-3）、請求人はこれらを同月16日に受領した事実についても争いはない。

ここで、平成24年課長通知（甲14）は、法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすることとされており、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められるような場合に限り、一定の範囲内での控除が認められるに過ぎないと定める。

さらに、同通知は、遡及して受給した年金収入に係る自立更生費の取扱いについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、厳格な対応が求められるとして、「真にやむを得ない理由」の有無および控除する費用を慎重に必要性を検討するよう定める。

そのため、遡及して受給した年金収入に係る自立更生費の控除における「（被保護者における）金銭又は物品で満たすことのできない不足分」（法第8条第1項）の解釈においては、単なる生活費の不足というような抽象的なものでは足

りず、疾病や災害など従前の生活状況に変化を生じさせる具体的事実の発生による新たな不足分の発生を要するものである。

本件において、請求人は、令和4年10月分から令和5年3月分までについて、本件年金等の支給停止に伴う本件生活保護費（生活保護の増額分）をすでに受給しており、それと同額の本件年金等が遡及して支給された。

請求人は、請求人の生活状況等に係る調査や自立更生費の控除申請に係る説明を受けず、一括支払はもちろん月々5,000円の分割納付も困難であるとたびたび処分庁の担当ケースワーカーに訴えていた旨主張するところ、そもそも、これら調査や説明の前提となる「本人の責めによらないやむを得ない事由」（自立更生が阻害される事由）の存在について、現在に至るまでの間、請求人からは具体的な主張や立証は一切なされていない。

(2) さらに言えば、平成24年課長通知（甲14）は、会計検査院の指摘を受けた厚生労働省より法の実施機関に対して、遡及して受給した年金収入に係る自立更生費等の控除については、「全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害される」という通常の要件よりさらに厳格な対応を求めるものであり、被保護世帯に対して自立更生費の控除について説明をすべき旨を定めたものではない。

(3) また、請求人が挙げる裁判例（甲13：大阪高等裁判所平成24年（行コ）第170号事件平成25年12月13日判決（別冊ジュリスト227号168頁）は、生活保護の被保護者に対して遡及して支給された障害基礎年金に相当する保護費相当額全額の返還を命じる処分につき、これには福祉事務所長の裁量権を逸脱・濫用した違法がある旨判断したものであるが、その理由は、要保護状態にあったにもかかわらず、保護課の不適切な対応により保護の開始が半年遅れることとなり、遡及支給分のなかには本来生活保護として支給されるべき金員が含まれること等であることから、単に年金等と生活保護費を重複して受給した本件とは明らかに事案を異にする。

加えて、生活保護ハンドブック（甲15）については、その一部しか提出されていないため前後との関係が必ずしも明らかではないものの、保護の実施期間において過誤払をした事案に係るものであることかうかがえ、やはり、本件とは無関係である。

(4) 以上の次第であるから、その余の点について判断するまでもなく、これに関して、違法不当な点は認められない。

## 2 理由付記の不備の違法

本件処分と同時に通知された先行処分では、生活保護費の返還理由については、「令和4年12月に支給予定であった障害基礎年金を受給するために必要な障害年金診断書を受け取れなかったことから、令和5年4月14日に遡及分合計：419,020

円が入金しました（以下略）」「本来、この年金は生活費に充てなければならないお金であり、代わりに保護費で賄っていたため、法第63条に基づき、返還を求めます」（以上につき、甲7）との具体的な記載が存在するのであるから、本件処分につき、理由不備の違法はない。

### 3 小括

以上の次第であるから、本件審査請求に理由はない。

その他、本件処分につき違法または不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

## 第5 審査庁の判断の要旨

### 1 審査庁の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

### 2 審査庁の判断の理由

審理員意見書のとおり、本件処分に違法または不当な点は認められない。

## 第6 調査審議の経過

当審査会における処理経過は、以下のとおりである。

- 1 令和8年4月6日 審査庁からの諮問の受付
- 2 令和8年4月17日 審議
- 3 令和8年5月28日 審議
- 4 令和8年6月8日 答申

## 第7 審査会の判断の理由

### 1 審理手続について

審査庁による審理員の指名および審理員による審理手続は、行政不服審査法第9条第1項および同法第2章第3節の規定に基づき適正に行ったものと認められる。

### 2 本件処分の適法性について

(1) 本件に係る関係法令等の定めは別紙のとおりである。

#### (2) 争点整理

審理関係人の主張を踏まえ、本件の争点をつぎのとおり整理する。

ア 本件処分が処分庁の自立更生の需要等に関する説明および調査義務違反に当たるか否か。（争点①）

イ 本件処分が理由付記の不備の違法であるか否か。（争点②）

#### (3) 争点①に対する判断

ア 処分庁が請求人に対して、令和4年12月22日、将来において本件年金等の遡及支給がなされる場合には、支給済みの本件生活保護費の返還が必要である旨説明したことに争いはなく（第2. 2(2)。甲3：ケース記録の1枚目）、保護費返還の必要性自体についても争いはない。

また、令和5年6月5日に請求人が処分庁を訪問した事実、令和7年1月14日付けで、処分庁から請求人に対して本件決定に係る書面等が送付され（甲7ないし10、弁明書添付の証拠書類2-1、2-2、2-3）、請求人はこれらを同月16日に受領した事実についても争いはない。

イ ところで、法第77条の2は、同法第63条に基づき保護の実施機関が定めた返還額について、その履行がされない場合に、当該返還額の全部または一部を徴収することを可能とする規定であり、同条に基づく徴収決定処分は、法第63条に基づく返還額決定処分が適法かつ有効に存在することを前提とする執行段階における処分であると解される。

したがって、返還額の算定過程における判断の当否、すなわち、自立更生費の控除の可否ならびに生活状況等に関する調査および考慮の十分性といった事項は、本来、法第63条に基づく返還額決定処分の適否として判断されるべきものであり、法第77条の2に基づく本件処分の違法性を直接基礎付けるものではない。

請求人は、処分庁が自立更生費の控除申請に必要な情報を十分に提供せず、生活状況等に関する調査を尽くさないまま、全額について返還を求め、その徴収を決定した点をもって、裁量権の逸脱または濫用があると主張する。

しかしながら、これらの主張は、その実質において、法第63条に基づく返還額決定処分における判断過程の当否を問題とするものであり、本件で審査対象とされている法第77条の2に基づく本件処分そのものの適法性を左右するものとはいえない。

ウ もっとも、仮に請求人の主張を、法第63条に基づく返還額決定処分の適否に関するものとして検討したとしても、平成24年課長通知（甲14）は、法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすることとされており、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められるような場合に限り、一定の範囲内での控除が認められるに過ぎないと定める。

さらに、同通知は、遡及して受給した年金収入に係る自立更生費の取扱いについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、厳格な対応が求められるとして、「真にやむを得ない理由」の有無および控除する費用を慎重に必要性を検討するよう定める。

そのため、遡及して受給した年金収入に係る自立更生費の控除における

「(被保護者における) 金銭又は物品で満たすことのできない不足分」(法第8条第1項)の解釈においては、単なる生活費の不足というような抽象的なものでは足りず、疾病や災害など従前の生活状況に変化を生じさせる具体的事実の発生による新たな不足分の発生を要するものである。

本件において、請求人は、令和4年10月分から令和5年3月分までについて、本件年金等の支給停止に伴う本件生活保護費(生活保護の増額分)をすでに受給しており、それと同額の本件年金等が遡及して支給された。

請求人は、請求人の生活状況等に係る調査や自立更生費の控除申請に係る説明を受けず、一括支払はもちろん月々5,000円の分割納付も困難であるとたびたび処分庁の担当ケースワーカーに訴えていた旨主張するところ、そもそも、これら調査や説明の前提となる「本人の責めによらないやむを得ない事由」(自立更生が阻害される事由)の存在について、現在に至るまでの間、請求人からは具体的な主張や立証は一切なされていない。

エ さらに言えば、平成24年課長通知(甲14)は、会計検査院の指摘を受けた厚生労働省より法の実施機関に対して、遡及して受給した年金収入に係る自立更生費等の控除については、「全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害される」という通常の要件よりさらに厳格な対応を求めるものであり、被保護世帯に対して自立更生費の控除について説明をすべき旨を定めたものではない。

オ また、請求人が挙げる裁判例(甲13:大阪高等裁判所平成24年(行コ)第170号事件平成25年12月13日判決(別冊ジュリスト227号168頁)は、生活保護の被保護者に対して遡及して支給された障害基礎年金に相当する保護費相当額全額の返還を命じる処分につき、これには福祉事務所長の裁量権を逸脱・濫用した違法がある旨判断したものであるが、その理由は、要保護状態にあったにもかかわらず、保護課の不適切な対応により保護の開始が半年遅れることとなり、遡及支給分のなかには本来生活保護として支給されるべき金員が含まれること等であることから、単に年金等と生活保護費を重複して受給した本件とは明らかに事案を異にする。

カ 加えて、生活保護ハンドブック(甲15)については、その一部しか提出されていないため前後との関係が必ずしも明らかではないものの、保護の実施期間において過誤払いをした事案に係るものであることかうかがえ、やはり、本件とは無関係である。

キ 以上によれば、請求人の主張は、本件処分の適法性を左右するものとはいえず、争点①に関して、本件処分に裁量権の逸脱または濫用があったとは認められない。

#### (4) 争点②に対する判断

本件処分は、法第63条に基づき確定した返還額について、その徴収を行うか否かを判断した、法第77条の2に基づく処分である。

したがって、本件処分における理由付記として求められるのは、当該返還金について、法第77条の2第1項ただし書ならびにこれを具体化した生活保護法施行規則第22条の3に規定する「徴収することが適当でないとき」に該当する事実の有無についての判断理由であると解される。

本件において、処分庁は、法第77条の2の適用に当たり、処分庁の責めに帰す事由があるか否かの検討をしている（甲5、弁明書添付の証拠書類16：生活保護法第77条の2検討票）。

そして、本件処分の通知書には、「上記の生活保護法第63条の返還金は、同法施行規則第22条の3に該当する事実が認められないため、徴収を決定する」旨が明示的に記載されている。

この記載により、本件処分が、法第77条の2に基づき、返還金の性質および関係法令を踏まえ、徴収を控除すべき特段の事情が認められないことを理由として行われたものであることは明らかであり、本件処分の趣旨および法的根拠は、一般的に理解可能な程度に示されているというべきである。

したがって、本件処分について、理由付記が不十分であるとはいえず、理由不備の違法は認められない。

#### (5) 小括

本件処分は、これらの法令等の適用の結果によるものであり、その適用に誤りはない。

### 3 結論

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の判断は、妥当である。

練馬区行政不服審査会

会長 葭原 敬

委員 宇野 康枝

委員 柴間 敬